

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 201 「連結会社と持分法適用会社との間の取引に係る未実現損益の会計処理」について

今回は、「連結会社と持分法適用会社との間の取引に係る未実現損益の会計処理」をご紹介します。

連結上は、売手側である連結会社に生じた未実現損益（(1)ダウンストリーム）、あるいは売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益（(2)アップストリーム）の場合に分けて会計処理をします。ただし、未実現損失については、売手側の帳簿価額のうち回収不能と認められる部分は、消去しないものとされています。また、未実現損益の金額に重要性が乏しい場合には、これを消去しないとすることができます。

（1）ダウンストリームの会計処理

売手側である投資会社に生じた未実現損益は、買手側が非連結子会社である場合には全額消去し、関連会社である場合には原則として当該関連会社に対する投資会社の持分相当額（連結子会社の関連会社に売却した場合には、当該連結子会社の持分相当額）を消去します。ただし、他の株主に資金力または資産がなく、投資会社のみが借入金に対し債務保証を行っている場合のように契約上または事実上、他の株主に実質的な支配力または影響力がない等、未実現損益のうち他の株主の持分部分が持分法適用上、実質的に実現していないと判断される場合には全額消去します。

売手側である連結子会社に生じた未実現損益も、投資会社の場合と同様に処理します。この場合、消去した未実現損益のうち連結子会社の非支配株主持分に係る部分については、非支配株主に負担させます。

また、売手側である連結会社に生じた未実現損益の消去額は、売手側である連結会社の売上高等の損益項目と買手側である持分法適用会社に対する投資の額に加

減します。ただし、前者について利害関係者の判断を著しく誤らせない場合には、当該金額を「持分法による投資損益」に加減することができます。

(2) アップストリームの会計処理

持分法適用会社から連結会社に売却した場合の売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益は、持分法適用会社に対する連結会社の持分相当額を消去します。売手側である持分法適用会社に生じた未実現損益の連結会社の持分相当額は、「持分法による投資損益」と買手側である連結会社の未実現損益が含まれている資産の額に加減します。ただし、後者について利害関係者の判断を著しく誤らせない場合には、当該金額を持分法適用会社に対する投資の額に加減することができます。

持分法適用会社間の取引に係る未実現損益は、原則として「持分法による投資損益」と投資の額に加減します。